

開発許可付き売却・開発代行業務

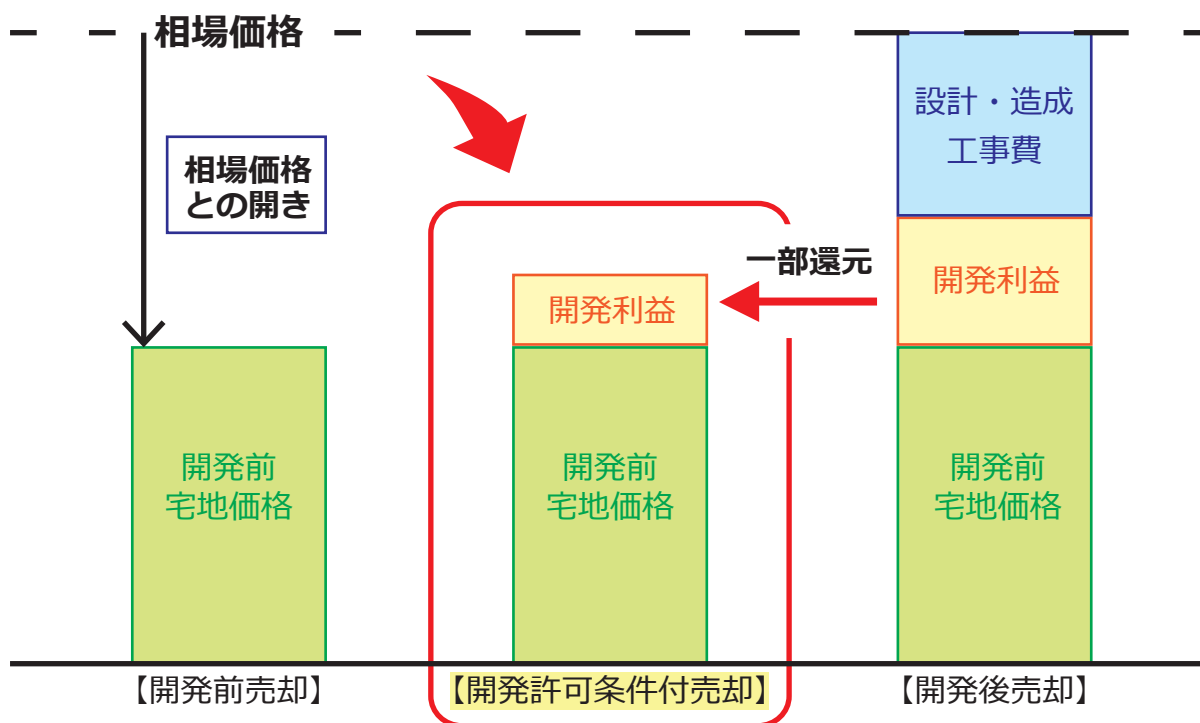
土地売却の際に、500㎡以上など比較的中規模以上で整備（開発）が必要となる土地は、開発前宅地（素地）として開発にかかる経費が加味されて相場金額以下でしか売却できない事が通常です。

そこで、対象地の特性を活かした、戸建住宅、事業用地向けの開発計画の検討・行政との事前協議を行なった上で、「**開発許可条件付き売却**」を行うことで、売主様にとって**より付加価値をつけた土地売却**が可能であり、当社で開発事業の代行を行うことも可能です。

<開発許可付き売却のフロー>

- ① 開発案件情報
- ② 基礎調査
- ③ 開発可能性検討
- ④ 宅地分割案の作成
- ⑤ 概算事業費算出
- ⑥ 概算売却価格
- ⑦ 購入先企業への売却打診・協議
- ⑧-1 不動産媒介契約締結
- ⑧-2 開発に係る基本協定締結

<開発許可付き売却による開発利益の一部還元のしくみ>



【問合せ先】

株式会社 **オオバ** 事業ソリューション部

担当：岡田・鎌田

TEL：0800-777-0082 (フリーコール) FAX：03-3460-7220

メール：contact@k-ohba.co.jp